

証券コード 196A  
2025年9月11日  
(電子提供措置の開始日 2025年9月4日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町1丁目6番1号  
**株 式 会 社 M F S**  
代表取締役CEO 中山田 明

## 第16期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。  
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第16期定時株主総会招集ご通知」及び「第16期定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ir.mortgagefss.jp>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年9月25日(木曜日)午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年9月26日（金曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー6階  
「ステーションコンファレンス東京」605B・C

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- 第16期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第16期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

第4号議案 監査役の報酬額改定の件

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

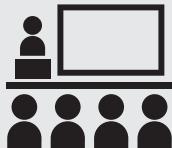
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

# 議決権行使についてのご案内

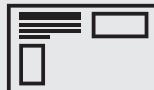
## ■ 株主総会にご出席いただけける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

**開催日時** 2025年9月26日（金曜日）午前10時

## ■ 株主総会にご出席いただけない場合



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

**行使期限** 2025年9月25日（木曜日）午後5時必着



### インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

**行使期限** 2025年9月25日（木曜日）午後5時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

当社は、当事業年度末において、資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、将来の資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではありません。

### 1. 資本金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、2025年6月30日現在の資本金の額599,290,000円を549,290,000円減少して50,000,000円とし、減少する資本金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

#### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2025年12月26日を予定しております。

### 2. 資本準備金の額の減少の内容

#### (1) 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、2025年6月30日現在の資本準備金の額934,089,050円を934,089,050円減少して0円とし、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

#### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年12月26日を予定しております。

## 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の充実のため新たに1名を加えた取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	ナカヤマダ アキラ 中山田 明 (1967年1月3日) [ 男性 ]	1991年 4月 三井物産株式会社入社 1993年 6月 ギダー・ピー・ボディ証券株式会社入社 1994年 11月 SBCウォーバーグ証券株式会社入社 1996年 7月 モルガン・スタンレー証券株式会社入社 1998年 8月 ベアー・スターンズ証券株式会社入社 2000年 8月 株式会社新生銀行入行 2011年 8月 SBIモーゲージ株式会社(現SBIアルヒ株式会社)入社 2012年 6月 SBIモーゲージ株式会社取締役 2014年 6月 当社代表取締役CEO(現任) 2022年 2月 コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社取締役 2025年 4月 コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社代表取締役 CEO(現任)	1,575,400株
2	シオザワ タカシ 塩澤 崇 (1981年9月29日) [ 男性 ]	2006年 4月 モルガン・スタンレー証券株式会社入社 2009年 1月 ボストン・コンサルティング・グループ入社 2015年 8月 当社取締役COO 2024年 10月 当社取締役CMO (現任)	558,200株
3	ヒラヤマ リョウ 平山 亮 (1982年11月8日) [ 男性 ]	2007年 4月 野村證券株式会社入社 2019年 3月 BH1株式会社取締役 2020年 3月 当社入社 2020年 12月当社取締役CFO(現任) 2022年 2月 コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社取締役 2025年 5月 matsuri technologies株式会社 社外取締役(現任)	24,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
4	イトウ マサヒト 伊藤 雅仁 (1967年9月20日) [ 男性 ]	<p>1991年 4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行</p> <p>1998年 4月 ソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）入社</p> <p>2000年 11月 グッドローン株式会社（現アルヒ株式会社）代表取締役社長</p> <p>2003年 2月 ファイナンス・オール株式会社 代表取締役社長</p> <p>2005年 6月 SBIホールディングス株式会社 取締役執行役員常務</p> <p>2010年 11月 株式会社ケイブ入社</p> <p>2011年 8月 株式会社ケイブ 代表取締役社長兼CEO</p> <p>2012年 10月 ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社）入社</p> <p>2013年 1月 ワイジェイFX株式会社（現GMO外貨株式会社）代表取締役社長CEO</p> <p>2020年 9月 経営戦略センター株式会社 代表取締役社長（現任）</p> <p>2021年 6月 株式会社Kyash 社外取締役監査等委員（現任）</p> <p>2022年 6月 株式会社ローソン銀行 社外取締役（現任）</p> <p>2022年 6月 ラーニングエッジ株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2022年 8月 ベストリハ株式会社 社外取締役（現任）</p> <p>2023年 5月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2024年 1月 ElecONE株式会社 社外取締役（現任）</p>	0株
5	シバタ アキラ 柴田 晓 (1981年5月31日) [ 男性 ]	<p>2007年 9月 ニューヨーク大学 助手研究員</p> <p>2010年 4月 ボストン・コンサルティング・グループ合同会社入社</p> <p>2013年 4月 株式会社白ヤギコーポレーション 共同創業者 兼 代表取締役CEO</p> <p>2015年 11月 DataRobot Japan株式会社 最高経営責任者CEO</p> <p>2021年 10月 株式会社Qosmo 最高執行責任者COO</p> <p>2021年 10月 D Capital株式会社 アドバイザリーボードメンバー（現任）</p> <p>2021年 11月 株式会社エスタイル 取締役（現任）</p> <p>Weights &amp; Biases, Inc.</p> <p>2023年 2月 APAC統括責任者日本・韓国 カントリーマネージャー（現任）</p>	0株

- (注) 1. 伊藤雅仁氏及び柴田暁氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は伊藤雅仁氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 伊藤雅仁氏は金融領域において豊富な知見を有していることから、客観的な視点で当社取締役会及び経営会議等にて、当社事業及び経営全般に対しての助言・提言等を行うことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。柴田暁氏は米国をはじめとするグローバル市場における豊富な事業開発経験に加え、人工知能（AI）領域における深い知見と、スタートアップの立ち上げから事業成長を牽引してきた確かな実績を有しています。これらの知見・経験に基づき、客観的な視点から当社の取締役会及び経営会議等において、当社の事業戦略、特にAI技術の活用に関する助言・提言を行うことを期待して、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 伊藤雅仁氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年4ヶ月となります。
4. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項に定める任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる旨を定

款に定めております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。当社は、伊藤雅仁氏との間で当該責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は伊藤雅仁氏との間で同様の責任限定契約を継続する予定であります。

6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されることとなります。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

### **第3号議案 取締役の報酬額改定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、2024年9月26日開催の第15期定時株主総会において、2024年10月から2025年9月までの取締役4名の報酬総額を51,600千円（内、社外取締役1名の報酬額は3,600千円）と決議いただき今日に至っておりますが、今般、諸般の事情を考慮して、取締役5名の報酬総額を年額60,600千円以内（内、社外取締役2名の報酬額は6,600千円以内）と改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。

### **第4号議案 監査役の報酬額改定の件**

当社の監査役の報酬等の額は、2024年9月26日開催の第15期定時株主総会において、2024年10月から2025年9月までの監査役3名の報酬額を12,240千円と決議いただき今日に至っておりますが、今般、諸般の事情を考慮して、監査役3名の報酬額を年額13,200千円以内と改定させていただきたいと存じます。

## **第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件**

当社の取締役の報酬等の額は、2024年9月26日開催の第15期定時株主総会において、51,600千円の範囲内（うち社外取締役分3,600千円の範囲内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額1,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年4,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の答申結果に基づ

き、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であります。第2号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役は5名（うち社外取締役2名）となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】欄に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

#### （2）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （3）譲渡制限の解除

当社は、役務提供期間中、継続して、対象取締役が、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

#### 【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社取締役の報酬等は、以下を基本方針として設計します。

- 持続的成長の実現と中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものとすること。
- 世間水準及び経営環境、経営内容や従業員賞与とのバランスを考慮すること。
- 個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえ、中長期戦略の達成度、重要度、期待値などを加味し、適正な水準とすること。
- 優秀な人材を確保するためのインセンティブとして競争力のあるものとすること。
- 業務執行取締役の報酬は、基本報酬、主に単年度業績を反映した業績連動型賞与および中長期インセンティブとしての株式報酬によって構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこと。
- 定期的に見直しを行うこと。

# 事業報告

(自 2024年7月1日)  
(至 2025年6月30日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、過去最高水準の企業収益により設備投資が堅調に推移し、消費は回復の兆しが見えるものの、継続的な物価高と円安が持続する見込みで、景気回復は足踏み状態となりました。

このような事業環境の中、当社グループは、売上収益の成長路線を描きつつ、過年度から主力事業であるモゲチェック事業及びINVASE事業の双方でシステム開発やマーケティング等の投資を続けてきた結果、売上収益が改善いたしました。

モゲチェック事業においては、限定特別金利キャンペーンを継続的に提供しつつ、オンライン広告、メディア露出、パートナー連携、動画コンテンツ及びアフィリエイトなど、多角的なチャネルで集客を強化したためモゲチェックサービスの集客数が約183万件増加（前期比31.4%増）し、ユーザー登録数が約5万件増加（前期比72.2%増）となりました。

それに加えて、UI/UX改善やAI導入といったテクノロジーを活用したサービス改善等にも注力したことにより効率的なユーザー獲得の増加につながり、売上収益に大きく貢献しております。

当連結会計年度におきましては、INVASE事業は、不動産投資アプリ「INVASE Pro」のサービス改善や資産評価機能を提供し、金融機関や不動産業者とのパートナーシップ強化、そしてセミナーやSNS等のマーケティング活動を通じて顧客基盤の拡大に努めたため、INVASEサービスのバウチャー申込数は減少したものの、会員登録数累計は前期比で23.1%の増加となりました。また、子会社であるコンドミニアム・アセットマネジメント株式会社が手掛ける不動産投資事業の契約件数が95件増加（前期比38.3%増）となつたため収益改善に大きく貢献しております。

この結果、当連結会計年度における売上高は、2,917,215千円（前期比54.4%増）となり、利益面では、営業利益は196,105千円（前期は110,789千円の営業損失）、経常利益は198,443千円（前期は144,470千円の経常損失）、税金等調整前当期純利益は198,443千円（前期は144,470千円の税金等調整前当期純損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は160,145千円（前期は121,571千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

事業別売上高

区分	前期		当期		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
モゲチェック事業	千円 1,434,747	% 75.9	千円 1,982,124	% 67.9	千円 547,376	% 38.2
INVASE事業	455,195	24.1	935,090	32.1	479,895	105.4
合計	1,889,942	100.0	2,917,215	100.0	1,027,272	54.4

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は5,614千円であり、主にPC等の購入を中心に投資を行いました。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達等についての状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき主な課題は以下のとおりです。

##### ① 既存サービスの強化を目的とした認知度向上

当社グループのサービスはオンラインサービスであることから、住宅ローン利用予定者や投資用不動産購入予定者など、潜在的なユーザーによるサービスのオンライン検索において、当社グループのサービスの第一想起が重要であると認識しています。モゲチェック事業及びINVASE事業とともに、オンライン広告やセミナーの開催等による認知度の向上に加えて、サービスサイトの導線改善等により、GoogleやYahoo!などの検索エンジンの検索結果の向上が見られていることから、今後もオンライン広告を中心に、提携不動産会社の顧客網の活用等も加えて、認知度向上が可能と考えております。

##### ② 最新テクノロジーを活用した住宅ローン借り入れのオンライン化の推進

国内の金利上昇を受けた競争環境の変化により、金融機関の住宅ローンに係る集客がオンラインから不動産会社に代表される従来型へ回帰しており、オンライン集客のプラットフォームであるモゲチェックは一時的ではあるものの、事業環境は悪化しております。これに対して、当社グループは生成AIのテクノロジーを最大限活用し、モゲチェックをAI化することで住宅ローン事業のオンライン化、不動産会社等への導入を推進します。

##### ③ 繙続的な新サービスの提供

当社グループが今後も成長を持続していくためには他社との差別化が急務であり、サービスの優位性を高めるための機能強化・追加が必要不可欠であると認識しております。当社グループは、特定分野・技術に固執せずに、新しい技術分野にも取り組みながら、幅広い技術分野を網羅し、最適なものを組み合わせてサービスを提供することを重視しております。AIやクラウドだけでなく、将来的にはWeb、モバイル、ビッグデータ解析等の技術や、Webサービス、モバイルアプリ双方において優れたユーザー体験を実現するUI/UX（注）のノウハウを用いることで、ユーザーニーズに柔軟に対応できることが当社グループの事業展開上の強みとなっていると認識しております。今後も当社の付加価値を上げるサービスを開拓してまいります。

（注）UI/UXとは、User Interface/User Experienceの略称で、UIとはユーザーがパソコンやスマートフォン等のデバイスを通じてデザイン、フォントや外観など視覚に触れる情報のことであり、UXとはユーザーがUIを実装したサービスを通じて得られる体験を指します。

##### ④ 優秀な人材の継続的な採用と育成

当社グループは、成長戦略を着実に実行していくことで売上高の高成長を実現するとともに、営業利益率の向上を図ることが課題だと認識しております。そのためには、採用力強化により技術者人材やオペレーション関連人材を増員すると同時に、対応技術分野やカスタマーサポートの充実等により、付加価値の高いサービスを提供しサービス利用率の向上に努めることで、売上高の向上を図ってまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大及び成長を見込んでおります。そのため、事業拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性・透明性を確保すべく、コーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築を図ってまいります。

⑥ 財務基盤の強化

当社グループは、財務基盤の健全性を維持しながら、優秀な人材の採用及び育成、事業開発及びシステム開発活動など、今後の事業拡大に向けた投資資金需要に対応すべく、事業資金を安定的に確保することが必要不可欠であると考えております。今後の資金調達手段としては、主に金融機関からの借入、エクイティファイナンスを検討しております。

⑦ 情報管理体制の強化

当社グループは、事業の特性上、信用情報等の重要な個人情報を含む機密情報を保持しており、このような情報の流出や不適切な取り扱いを防止すべきであると認識しております。当社グループは個人情報を取り扱う業務フローの整備、社内教育等を実施しておりますが、情報セキュリティの強化等により情報管理体制の強化を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第13期 (2022年6月期)	第14期 (2023年6月期)	第15期 (2024年6月期)	第16期 (2025年6月期)
売上高(千円)	843,689	1,607,947	1,889,942	2,917,215
経常利益(△損失)(千円)	△552,070	△147,111	△144,470	198,443
親会社株主に帰属する当期純利益(△純損失)(千円)	△555,521	△149,694	△121,571	160,145
1株当たり当期純利益(△純損失)(円)	△103.58	△24.72	△18.86	17.64
総資産(千円)	925,947	1,944,322	2,421,030	2,537,288
純資産(千円)	468,927	1,188,830	2,060,859	2,230,584
1株当たり純資産(円)	△816.41	△891.26	227.15	244.85

- (注) 1. 当社は、2024年3月22日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益(△純損失)及び1株当たり純資産を算定しております。  
 2. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式の総数により算出しております。  
 3. 記載金額(1株当たり当期純利益(△純損失)及び1株当たり純資産を除く)は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況  
 該当事項はありません。

② 子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社	100,000千円	100%	不動産売買・仲介サービス及びそれらに付随するローン紹介サービス

(7) 主要な事業内容

セグメント	事業内容
モゲチェック事業	住宅ローン比較診断サービス「モゲチェック」の開発・運営
INVASE事業	不動産投資の総合プラットフォーム「INVASE」の開発・運営

(8) 企業集団の主要拠点等（2025年6月30日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都千代田区

② 子会社

名 称	所 在 地
コンドミニアム・アセット マネジメント株式会社	東京都千代田区

(9) 従業員の状況（2025年6月30日現在）

区 分	従 業 員 数	前連結会計年度末比
正 社 員	66名	8名増
正 社 員 以 外	25名	1名減
合 計	91名	7名増

(注) 正社員以外は、パートタイマー及び派遣社員の合計を表示しております。

(10) 主要な借入先（2025年6月30日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 25,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 9,089,200株  |
| (3) 株主数      | 2,740名      |
| (4) 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中山田 明	1,575,400株	17.3%
JICベンチャー・グロース・ファンド1号投資事業有限責任組合	812,400株	8.9%
結長期戦略投資事業有限責任組合	744,400株	8.2%
楽天証券株式会社	733,300株	8.1%
塩澤 崇	558,200株	6.1%
テクノロジーベンチャーズ5号投資事業有限責任組合	464,000株	5.1%
株式会社SBI証券	277,877株	3.1%
JPモルガン証券株式会社	191,900株	2.1%
藤崎 真治郎	168,500株	1.9%
新生ベンチャーパートナーズ1号投資事業有限責任組合	139,400株	1.5%

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

名 称	第6回新株予約権	第7回新株予約権
発行決議の日	2021年6月30日	2023年1月27日
新株予約権の数	1,263個	660個
新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）	当社普通株式 252,600株	当社普通株式 132,000株
新株予約権の発行価額	無償割当て	無償割当て
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	60,000円	60,000円
新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2031年6月30日 (権利行使期間の最終日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日) まで	2025年1月28日から8年間（権利行使期間の最終日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日）まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
役員の保有状況	新株予約権の数 286個 目的となる株式数 57,200株 保有者数 1名	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 1名

(注) 2024年2月22日開催の取締役会決議により、2024年3月22日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行いました。これにより、新株予約権の目的となる株式の数が1株から200株に変更になっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

名 称	第10回新株予約権
発行決議の日	2025年2月14日
新株予約権の数	1,628個
新株予約権の目的である株式の種類及び数（注）	当社普通株式 162,800株
新株予約権の発行価額	無償割当て
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	38,100円
新株予約権の行使期間	2027年3月4日から8年間（権利行使期間の最終日が銀行休業日の場合はその前銀行営業日）まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。その他の条件は、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
使用人等への交付状況	
当社従業員	新株予約権の数 1,498個 目的となる株式数 149,800株 交付対象者数 25名
子会社役員及び従業員	新株予約権の数 130個 目的となる株式数 13,000株 交付対象者数 8名

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役

(2025年6月30日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役 C E O	中山田 明	経営全般	コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社 代表取締役 C E O
取締役 C M O	塩澤 崇	戦略・マーケティング	—
取締役 C F O	平山 亮	ファイナンス・コーポレート	コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社 取締役 matsuri technologies株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	伊藤 雅仁	—	経営戦略センター株式会社 代表取締役社長 株式会社Kyash 社外取締役監査等委員 株式会社ローソン銀行 社外取締役 ラーニングエッジ株式会社 社外取締役 ベストリハ株式会社 社外取締役 ElecONE株式会社 社外取締役
常勤社外監査役	高橋 敏哉	—	TKAUFHEBEN合同会社 代表社員
社 外 監 査 役	穴田 卓司	—	佐藤総合法律事務所 社会福祉法人都築福祉会 評議員 株式会社 J P ホールディングス 取締役
社 外 監 査 役	寺田 達史	—	豊トラステイ証券株式会社 取締役経営企画・リスク管理部長

- (注) 1. 取締役 伊藤雅仁氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。  
 2. 監査役 高橋敏哉氏、穴田卓司氏及び寺田達史氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ています。  
 3. 常勤監査役 高橋敏哉氏は、会社の経理部門及び監査部門において5年間以上勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知識を有しております。  
 4. 当事業年度中の役員の異動はありません。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

###### ① 被保険者の範囲

当社及び当社の子会社における、全ての取締役及び監査役。

###### ② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

#### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社の取締役の報酬額は、株主総会の決議により定め、その範囲内で個別額は取締役会が決定します。

当社では、取締役会の諮問を受けた報酬委員会が案を審議・検討し、その結果を踏まえて最終的に株主総会で決定します。

##### ② 決定方針の内容の概要

###### ア 基本報酬の額の決定に関する方針

当社の役員報酬に関する基本方針は、取締役及び監査役がその職務を適切に遂行し、当社グループの持続的成長及び企業価値の向上に資することを目的としており、市場水準や会社業績とのバランスを勘案のうえ、役員報酬規程に基づき決定しております。

取締役の報酬については、株主総会において決議された報酬枠の範囲内で、同規程に基づき、当社の事業内容や規模等に応じて選定した比較対象企業の報酬水準を参考にしつつ、会社業績及び各取締役の職務内容・成果等を総合的に勘案して基本報酬額を決定いたします。

監査役の報酬については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、各監査役の業務分担や職務内容等を考慮し、監査役間の協議により決定しております。

なお、一部取締役に対して付与しているストックオプションが、中長期的なインセンティブとして機能すると考えられることから、業績連動報酬、非金銭報酬は支給しておりません。

##### ③ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別報酬等については、役員報酬規程に基づき、株主総会で承認された総額の範囲内で、取締役会が役位や職務内容、会社業績等を考慮して決定しており、その決定方法及び決定内容が決定方針と整合していることを確認しております。

##### ④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			支給人数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (内、社外取締役)	51,600 (3,600)	51,600 (3,600)	—	—	4 (1)
監査役 (内、社外監査役)	12,240 (12,240)	12,240 (12,240)	—	—	3 (3)

(注) 当事業年度末現在の取締役は4名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。

##### ⑤ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の個人別報酬等の額及び監査役の報酬等の総額は、株主総会決議により定めております。

2024年9月26日開催の第15期定時株主総会において、取締役4名の報酬総額は51,600千円（内、社外取締役1名の報酬総額は3,600千円）、監査役3名の報酬総額は12,240千円となっております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
記載すべき資本関係や取引関係はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	伊藤 雅仁	金融領域において豊富な知見を有しております、客観的に当社取締役会及び経営会議等にて、当社事業及び経営全般に対しての助言・提言等を期待して選任しております。この点、当事業年度開催の取締役会には、23回中23回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。
監査役	高橋 敏哉	当事業年度開催の取締役会には、23回中23回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、21回中21回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	穴田 卓司	当事業年度開催の取締役会には、23回中23回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、21回中21回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	寺田 達史	当事業年度開催の取締役会には、23回中23回に出席し、議案審議につき必要な発言を行っております。 同様に、当事業年度開催の監査役会には、21回中21回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,600千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,600千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要是、以下のとおりであります。

### (1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社の業務の適正を確保するため、「リスク・コンプライアンス規程」等を定める。

- ② 当社の取締役は、「取締役会規程」に基づき定期的に開催される取締役会において、経営に関する重要な事項を決定するとともに、他の取締役の業務執行を相互に監督する。
- ③ 当社の取締役は、当社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。
- ④ 当社の監査役は、「監査役監査基準」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に基づき作成、保存、管理する。
- ② 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧することができるものとする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「会議体規程」に基づき、当社のリスクを横断的に管理するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。
- ② 当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。
- ③ 当社の内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社におけるリスク管理の状況について監査を行う。
- ④ 当社は、「個人情報保護マニュアル」等の定めに基づき、機密情報の管理及び個人情報の適切な保護を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
- ② 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- ③ 当社は、経営会議を原則月1回定期的に開催し、当社の様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各職務の執行が効率的に行われることを補完する。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「リスク・コンプライアンス規程」を、職務に遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図る。
- ② 当社は、「内部通報規程」に基づき社内及び社外に通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図る。
- ③ 当社の内部監査部門は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証する。
- ④ 当社の監査役は、法令、定款及び社内規則等の遵守状況に問題があると認められた場合は、改善策を

講ずるよう取締役会に要求する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者（以下「補助使用者」という。）に関する事項及び補助使用者の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役が補助使用者の登用を求めた場合、当社の使用者から補助使用者を任命することができる。
- ② 補助使用者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ③ 補助使用者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- ④ 補助使用者は、監査役の指揮命令下で監査役補助に係る業務を行うものとし、当該業務については、取締役及び他の使用者からの指揮命令を受けないものとする。

(7) 当社の取締役及び使用者が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び使用者等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならない。
- ② 当社の法務担当者は、内部通報窓口に通報があった場合には、「内部通報マニュアル」に基づき、当該通報の事実について速やかに監査役に報告しなければならない。
- ③ 当社は、前二項により当社の監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築する。

(8) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の監査役は、当社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができる。
- ② 当社の監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- ③ 当社の監査役は、内部監査担当者、外部監査人と定期的に情報交換を行い、連携を図る。

(9) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

- ① 当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

- ① 当社は、暴力を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力対応規程」を定める。
- ② 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等の外部機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素

より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備する。

#### (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における主な運用状況は以下のとおりであります。

##### ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・リスク・コンプライアンス委員会による定例会議を4回開催しました。主な議題は稟議状況を含む内部統制の整備・運用状況の報告です。
- ・内部監査により実施した子会社の内部監査結果を代表取締役CEOに報告しました。また、当社の内部監査を実施しました。
- ・当社は警察との連携強化、反社会的勢力に関する情報収集を図るため、暴力追放運動推進センターに参加しております。また当社の管理部長は不当要求防止責任者として届け出しており、警視庁が主催する講習に管理部長が出席しました。

##### ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・4回開催したリスク・コンプライアンス委員会の資料及び議事録はセキュリティが確保された場所で適切に保管しました。

##### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「事業継続計画」として基本BCPを制定するとともに、地震発生時のBCP、強毒性の感染症発生時のBCPについては個別に制定されており、緊急事態に適切に備えております。

##### ④取締役の職務の執行が効率的に行われるこことを確保するための体制

- ・取締役会から業務執行の委任を受けた経営会議による定例会議を12回開催しました。

##### ⑤当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社取締役会による定例会議を12回開催し、業務報告を行いました。

- ・内部監査担当により実施した子会社の内部監査結果を子会社の代表取締役社長に報告しました。

##### ⑥監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・該当事項はありません。

##### ⑦当社及び当社子会社の取締役・使用者等が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたこと理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・全ての取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会及び子会社取締役会による協議に監査役が出席し、職務の遂行状況を確認しました。

##### ⑧その他監査役の監査が実効的に行われるこことを確保するための体制

- ・監査役は会計監査人と定期的な会合を3回開催し情報交換しました。

- ・監査役の職務に必要な費用について、監査役の請求に従い速やかに処理しました。

#### (12) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定

めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家も交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行います。そして、当該買付行為が当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益に資さないと認められた場合には、具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示し、その上で適切な対抗措置を講ずることの可能性を排除するものではありません。

なお、制度としての敵対的買収防衛策の導入につきましても、重要な経営課題の一つと捉えており、買収行為を巡る法制度の整備や関係当局の判断及び見解も考慮しつつ、社会の動向も見極め、今後も継続して検討してまいります。

#### 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様への利益還元を経営の重要な施策の一つとして位置付けており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な利益還元を継続的に行うことをお基本方針としております。

当社では、期末配当金として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度につきましては、黒字決算となりましたが、将来の事業拡大と財務基盤の強化のため内部留保を優先し、無配といたしました。今後の利益還元につきましては、経営成績及び財務状況を総合的に勘案しながら、適宜検討してまいります。

#### 8. 特定完全子会社に関する事項

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
コンドミニアム・アセットマネジメント株式会社	東京都千代田区大手町1-6-1	799,999千円	2,809,226千円

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 產</b>	<b>2,243,228</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>306,703</b>
現 金 及 び 預 金	1,821,483	未 払 金	114,888
売 掛 金	264,651	未 払 費 用	59,887
販 売 用 不 動 産	81,798	未 払 法 人 税 等	61,378
前 払 費 用	31,107	未 払 消 費 税 等	55,971
そ の 他	45,276	契 約 負 債	3,514
貸 倒 引 当 金	△1,089	預 り 金	11,063
<b>固 定 資 產</b>	<b>290,511</b>		
<b>有 形 固 定 資 產</b>	<b>11,917</b>		
建 物	1,131		
建物減価償却累計額	△610		
工具、器 具 及 び 備 品	28,605	<b>負 債 合 計</b>	<b>306,703</b>
工具、器具及び備品減価償却累計額	△17,208		
<b>無 形 固 定 資 產</b>	<b>71,369</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソ フ ト ウ イ ア	71,369	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,225,985</b>
<b>投 資 そ の 他 の 資 產</b>	<b>207,225</b>	資 本 金	599,290
投 資 有 価 証 券	99,103	資 本 剰 余 金	2,934,769
役員に対する長期貸付金	50,000	利 益 剰 余 金	△1,308,073
繰 延 税 金 資 產	33,500	その他の包括利益累計額	△521
敷 金 及 び 保 証 金	24,621	その他の有価証券評価差額金	△521
<b>繰 延 資 產</b>	<b>3,549</b>	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>5,120</b>
株 式 交 付 費	3,549	<b>純 資 產 合 計</b>	<b>2,230,584</b>
<b>資 產 合 計</b>	<b>2,537,288</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>2,537,288</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(自 2024年7月1日)  
(至 2025年6月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,917,215
売 上 原 価	748,045
売 上 総 利 益	2,169,169
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,973,063
營 業 利 益	196,105
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	2,016
ボ イ ン ト 収 入	946
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	15
受 取 賃 貸 料	1,500
雜 収 入	1,433
	5,912
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,182
株 式 交 付 費 償 却	2,153
雜 損 失	239
	3,575
經 常 利 益	198,443
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	198,443
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	46,318
法 人 税 等 調 整 額	△8,021
当 期 純 利 益	160,145
親会社株主に帰属する当期純利益	160,145

# 貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額	
<b>(資産の部)</b>				
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,742,223</b>	<b>(負債の部)</b>		
現 金 及 び 預 金	1,439,733	流 動 負 債	<b>275,344</b>	
売 掛 金	267,400	未 払 金	111,440	
前 払 費 用	26,523	未 払 費 用	43,511	
そ の 他	9,678	未 払 法 人 税 等	61,088	
貸 倒 引 当 金	△1,111	未 払 消 費 税 等	51,561	
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,063,454</b>	契 約 負 債	114	
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>8,484</b>	預 り 金	7,628	
建 物	1,131	<b>固 定 負 債</b>	<b>9,300</b>	
建物減価償却累計額	△610	長 期 預 り 金	9,300	
工具、器具及び備品	22,619	<b>負 債 合 計</b>	<b>284,644</b>	
工具、器具及び備品減価償却累計額	△14,655	<b>(純資産の部)</b>		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>71,369</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,519,982</b>	
ソ フ ト ウ イ ア	71,369	資 本 金	599,290	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>983,600</b>	資 本 剰 余 金	2,934,769	
投 資 有 価 証 券	99,103	資 本 準 備 金	934,089	
関 係 会 社 株 式	799,999	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,000,679	
役員に対する長期貸付金	50,000	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△1,014,076</b>	
繰 延 税 金 資 産	10,686	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,014,076	
敷 金 及 び 保 証 金	23,811	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,014,076	
<b>繰 延 資 産</b>	<b>3,549</b>	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△521	
株 式 交 付 費	3,549	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△521	
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>5,120</b>	
<b>資 产 合 计</b>	<b>2,809,226</b>	<b>純 資 産 合 计</b>	<b>2,524,581</b>	
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 计</b>	<b>2,809,226</b>	

# 損益計算書

(自 2024年7月1日)  
(至 2025年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,315,129
売 上 原 価	354,152
売 上 総 利 益	1,960,977
販売費及び一般管理費	1,706,541
營 業 利 益	254,436
營 業 外 収 益	
受 取 利 息	1,617
有 働 証 券 利 息	191
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	31
ボ イ ン ト 収 入	946
経 常 指 導 料	20,400
雜 収 入	1,357
	24,544
營 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,182
株 式 交 付 費 償 却	2,153
雜 損 失	6
経 常 利 益	3,341
	275,639
税 引 前 当 期 純 利 益	275,639
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	45,996
法 人 税 等 調 整 額	515
当 期 純 利 益	46,512
	229,127

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年8月26日

株式会社MFS  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 野口 正邦

指定有限責任社員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 荒山 智章

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MFSの2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MFS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年8月26日

株式会社MFS  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	野口 正邦
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	荒山 智章

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MFSの2024年7月1日から2025年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことに基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月27日

株式会社MFS 監査役会

常勤社外監査役 高橋 敏哉 印

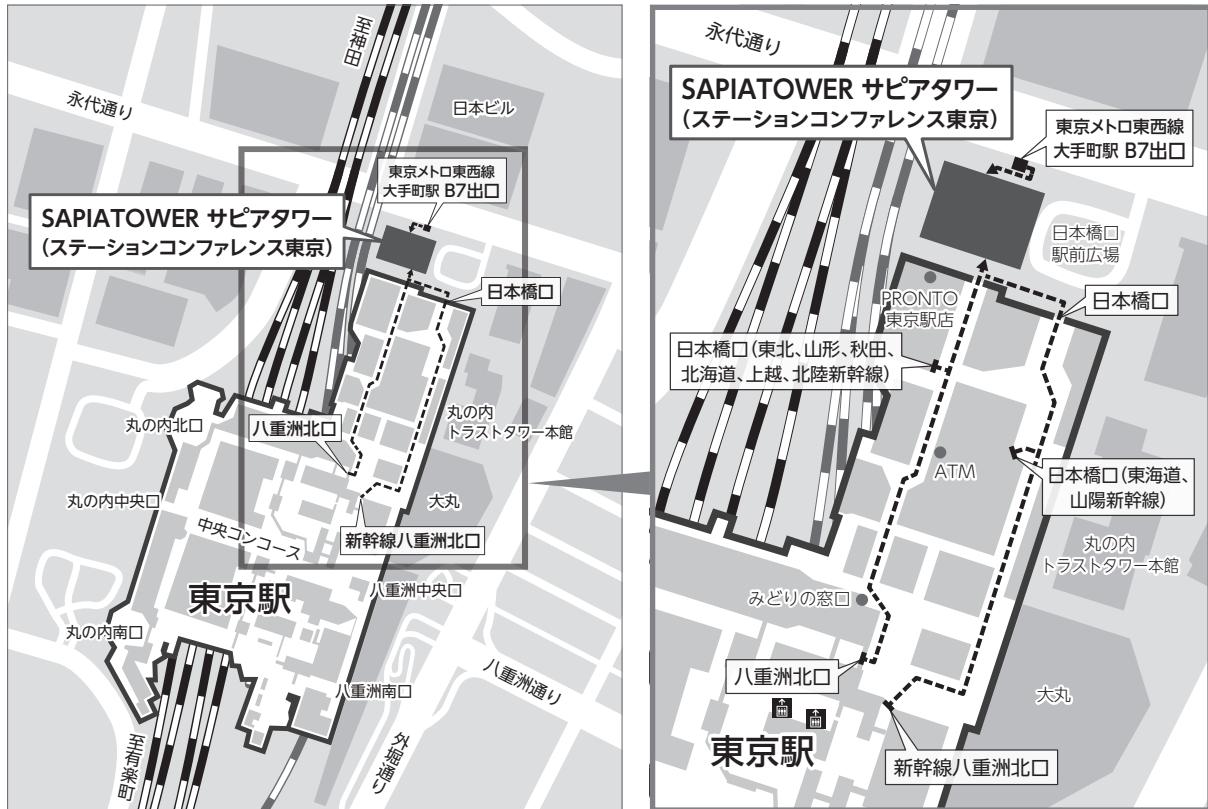
社外監査役 穴田 卓司 印

社外監査役 寺田 達史 印

以上

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号  
サピアタワー6階「ステーションコンファレンス東京」605B・C  
電話 03-6888-8070



- 交 通
- JR東京駅新幹線専用改札口(日本橋口) 徒歩1分
  - JR東京駅八重洲北口改札口 徒歩2分
  - 東京メトロ東西線大手町駅 徒歩1分